

★農地法の申請や届出をする場合の注意事項(共通)

農地法の申請や届出をする場合は原則として本人申請・届出となり、身分証明書の提示が必要になりますので、以下の点に留意してください。

◎譲渡(貸)人・譲受(借)人本人が申請又は届出をする場合に必要なもの

- 申請者(届出者)全員が揃って申請書や届出書を提出する場合
 - ・申請者(届出者)全員の身分証明書の提示
- 代表者が申請書や届出書を提出する場合
 - ・相手方からの委任状
 - ・共有者がいる場合は、代表者以外の共有者全員からの委任状
 - ・代表者の身分証明書の提示

(例)ある農地の共有持分が3分の1ずつであるA、B、Cがその農地をDとEに売する場合
Aが代表して申請書を農業委員会に提出⇒B、C、D、Eからの委任状が必要です。
Dが代表して申請書を農業委員会に提出⇒A、B、C、Eからの委任状が必要です。

◎代理人が申請書・届出書を提出する場合に必要なもの

- ・申請者(届出者)全員からの委任状
- ・代理人の身分証明書の提示

◎代理人が法人の場合に必要なもの

- ・申請者(届出者)全員からの委任状
- ・担当者の身分証明書及び法人との関係がわかるものの提示

※身分証明書とは

官公庁発行の顔写真のある身分証明書(例:運転免許証、パスポート等)の場合は1種類、顔写真のない書類(例:健康保険証、年金手帳等)の場合は複数必要

※法人との関係がわかるものとは

法人名の記載された社員証、健康保険被保険者証等

※書類が完備していない場合は受理できかねますのでご注意ください。